

選挙管理委員会内部統制規程

(目的)

第1条 この規程は、選挙管理委員会における内部統制に関し基本となる事項を定めることにより、選挙管理委員会の業務の有効性及び効率性を確保するとともに、法令等を遵守した適正な業務執行を組織的かつ自律的に推進し、もって選挙管理委員会の所管する業務に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、業務執行上のリスク（適正な業務を阻害する危険（業務遂行上のものに限る。）であって、事前に発生を予想し得るものをいう。）を低減することを目的とするプロセスで、次に掲げる目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって組織的かつ自律的に遂行されるものをいう。

- (1) 業務の有効性及び効率性の確保
- (2) 報告の信頼性の確保
- (3) 法令等の遵守
- (4) 資産の保全

(最高内部統制責任者等)

第3条 選挙管理委員会における内部統制の円滑な実施を図るため、選挙管理委員会に最高内部統制責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は選挙管理委員会委員長をもって充てる。
- 3 最高責任者は、選挙管理委員会における内部統制の円滑な実施を図るために遵守すべき事項その他必要な事項に係る指針（以下「内部統制指針」という。）を定めるものとする。

(内部統制責任者等)

第4条 選挙管理委員会の事務局における内部統制の円滑な実施を図るため、選挙管理委員会の事務局に内部統制責任者及び副内部統制責任者を置く。

- 2 内部統制責任者は、行政委員会事務局長をもって充てる。
- 3 内部統制責任者は、最高責任者の命を受けて、内部統制指針に従いその所管の事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。
- 4 副内部統制責任者は、総務課長をもって充てる。
- 5 副内部統制責任者は、内部統制責任者を補佐し、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、その職務を代行する。

(分任内部統制責任者)

第5条 内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、選挙管理委員会の事務局に分任内部統制責任者を置く。

- 2 分任内部統制責任者は選挙部長をもって充てる。

- 3 分任内部統制責任者は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

(内部統制員)

第6条 内部統制責任者及び分任内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、選挙管理委員会の事務局に内部統制員を置く。

- 2 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の指揮監督の下にある課長等をもって充てる。
- 3 内部統制員は、内部統制責任者、副内部統制責任者及び分任内部統制責任者の命を受けて、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

(内部統制連絡会議)

第7条 選挙管理委員会における内部統制に関する連絡調整及び情報共有を図るため、選挙管理委員会内部統制連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、最高責任者、内部統制責任者、副内部統制責任者、分任内部統制責任者及び内部統制員で組織する。
- 3 連絡会議は、最高責任者が招集し、主宰する。
- 4 連絡会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。
- 5 連絡会議は、必要に応じて開催するものとする。
- 6 連絡会議の庶務は、総務課において処理する。

(実施状況の公表)

第8条 最高責任者は、少なくとも毎年度1回、内部統制の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(施行の細目)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、行政委員会事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。